

內
中
考
卷

明治二十三年三月二日

內閣總理大臣

外務卷

温和

陸軍卷

卷之三

海軍卷

卷之三

文部省

通鑑

三

1

1

1

別紙兩院ノ議決ヲ經タル治安警察
法案ハ支障無之ニ甘衆議院議長
上奏ノ通裁可テ奏請セテレ可然ト

誌

۲

卷之三



法律案

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル治安警察法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セレム

御名 御璽

明治三十三年三月九日

法律第三十六號

内閣總理大臣
内務大臣

上奏案通

四二
内閣

五

別紙奏上有之庶候也

明治三十三年二月廿日

衆議院議長片岡健吉



内閣總理大臣伊藤山縣有朋殿

衆議院書記官長林田鶴太郎



衆議院ハ兩院ノ議ヲ經タル治安
警察法案ノ裁可ヲ奉請ス

明治三十三年二月二十三日

衆議院議長片岡健吉

衆議院書記官長林田龜太郎

治安警察法

第一條 政事ニ關スル結社ノ主幹者（支社ニ在リテハ支社ノ主幹者）ハ結社組織ノ日ヨリ三日以内ニ社名、社則、事務所及其ノ主幹者ノ氏名ヲ其ノ事務所所在地ノ管轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ届出ノ事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

前項ノ届出ヲ爲ササル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條 政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カムトスル者ハ發起人ヲ定ムヘシ

發起人ハ到達スヘキ時間ヲ除キ開會三時間以前ニ集會ノ場所、年月日時ヲ會場所在地ノ管轄警察官署ニ届出ツヘシ

届出ノ時刻ヨリ三時間ヲ過キテ開會セス若ハ三時間以上中斷スルトキハ届出ハ其ノ效ヲ失フ
法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員選舉準備ノ爲ニ選舉權ヲ行フヘキ者及被選舉權ヲ有スル者ニ

限り會同スル所ノ集會ハ投票ノ日ヨリ前五十日間ハ本條第二項ノ届出ヲ要セス

第一項第二項ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二項ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三條 公事ニ關スル結社又ハ集會ニシテ政事ニ關セサルモノト雖安寧秩序ヲ保持スル爲届出ヲ必要トスルモノアルトキハ命令ヲ以テ第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得

第四條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若ハ多衆運動セムトスルトキハ發起人ヨリ十二時間以前ニ會同スヘキ場所、年月日時及其ノ通過スヘキ路線ヲ管轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ祭葬、講社、學生、生徒ノ體育運動其ノ他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十項ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 左ニ掲タル者ハ政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス

一 現役及召集中ノ豫備後備ノ陸海軍軍人

二 警察官

三 神官^{神職}、官吏^{官吏}、諸宗教師

四 官立公立私立學校ノ教員學生生徒

五 女子

六 未成年者

七 公權剥奪及停止中ノ者

未成年者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同シ若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ス

公權剥奪及停止中ノ者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

第六條 日本臣民ニ非サル者ハ政事上ノ結社ニ加入シ又ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タル

コトヲ得ス

第七條 前二條ヲ犯シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

前二條ニ背キ入社セシメタル者ハ罰前項ニ同シ

第八條 結社ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員ニ對シテ其ノ發言表決ニ付議會外ニ於テ責任ヲ負ハシムルノ規定ヲ設クルコトヲ得ス

第九條 安寧秩序ヲ保持スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ違法處分ニ限シ又ト禁止スルコトヲ得
。屋外ノ岩の解散シテ屋内集会會の解散

結社ニシテ前項ニ該當スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本條ノ制限又ハ禁止ヲ受ケ仍之ヲ犯シタル者ハ六月以下ノ輕禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 集會ニ於テハ重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ヲ公判ニ付セサル以前ニ講談論議シ又ハ傍聽スルシタル訴訟ニ關スル事項ヲ講談論議スルコトヲ得ス

集會ニ於テハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑事被告

人ヲ陷害スルノ講談論議ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 集會ニ於ケル講談論議ニシテ前條ノ規定ニ違背シ其ノ他安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害ス。ト認ムル場合ニ於テハ警察官ハ其ノ人ノ講談論議ヲ中止スルコトヲ得
。ルを裏アリ

前條ヲ犯シ又ハ本條ノ中止ニ背キタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ處ス

第十一條 結社、集會又ハ多衆運動ニ關シ警察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若ハ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フヘシ
警察官署ハ制服ヲ著シタル警察官ヲ派遣シ政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ニ臨監セシムルコトヲ得其ノ集會ニシテ政事ニ關セサルモノト雖安寧秩序ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキ亦同シ此ノ場合ニハ發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ警察官ノ求ムル席ヲ供

スヘシ

第十一項ノ尋問ニ答へス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ第二項ノ場合ニ於テ警察官ノ臨監ヲ拒ミ

若ハ其ノ求ムル席ヲ供セサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十主條 集會又ハ多衆運動ノ場合ニ於テ故ラニ喧擾シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其ノ命ニ從ハサルトキハ現場ヨリ退去セシムルコトヲ得退去ヲ命セラレタルモ仍退去セサル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 集會及多衆ノ運動ニ於テハ戎器又ハ兇器ヲ携帶スルコトヲ得ス但シ制規ニ依リ戎器ヲ携帶スル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ違背シタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 祕密ノ結社ハ之ヲ禁ス犯ス者ハ六月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第十六條 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員議事準備ノ爲ニ相團結スルモノニ對シテハ第一條及

第五條ヲ適用セス

第十七條 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖畫、詩歌ノ掲示、頒布、朗讀若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作爲ヲ爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得真ノ命ニ從ハサル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 左ノ各號ノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴行、シ脅迫シ若ハ公然誹謗シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス使用者ノ同盟解雇又ハ勞務者ノ同盟罷業ニ加盟セサル者ニ對シテ暴行シ脅迫シ若ハ公然誹謗スル者亦同シ

一 勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲ爲スヘキ團結ニ加入セシメ又ハ其ノ加入ヲ妨クル

コト

二 同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ爲使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ若ハ勞務ニ從事ス

ルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ労務者ヲシテ労務ヲ停廢セシメ若ハ労務者トシテ雇傭スルノ申
込ヲ拒絶セシムルコト

三 労務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト

耕作ノ目的ニ出ツル土地賃貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ強ユルカ爲相手方ニ對シ暴行、脅迫シ若ハ
公然誹謗スル者ハ罰前項ニ同シ

第十九條 行政官廳ハ安寧秩序ヲ保持スル爲必要ト認ムルトキハ戎器、爆發物又ハ戎器ヲ仕込ミタ
ル物件ノ携帶ヲ禁スルコトヲ得

第十九條 第一條ニ違背シタル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處シ第一條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセ
サル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 第二條第一項又ハ第二項ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處シ第二項ノ届出ヲ
爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 第四條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處シ第四條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テ
セサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 第五條第一項又ハ第六條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス第五條又ハ第六條ニ
違背シ入社セシメタル者亦同シ

第二十三條 第八條第一項ノ制限若ハ禁止ノ命ニ違背シ又ハ解散ヲ命セラレタル後仍退散セサ
ル者ハ二月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條第二項ノ禁止ノ命ニ違背シタル者ハ六月以下ノ輕禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 第九條ニ違背シ又ハ第十條ノ中止ノ命ニ違背シタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又ハ十
圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 第十一條第一項ノ尋問ニ答ヘス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ第二項ノ場合ニ於

テ警察官ノ臨監ヲ拒ミ若ハ其ノ求ムル席ヲ供セサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 第十二條ニ依リ退去ヲ命セラレタル後仍退去セサル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ二
十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 第十三條ニ違背シタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 秘密ノ結社ヲ組織シ又ハ秘密ノ結社ニ加入シタル者ハ六月以上一年以下ノ輕禁錮

ルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ労務者ヲシテ労務ヲ停廢セシメ若ハ労務者トシテ雇傭スルノ申

込ヲ拒絶セシムルコト

三 労務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト

耕作ノ目的ニ出ツル土地賃貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ強ユルカ爲相手方ニ對シ暴行、も脅迫シ若ハ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 第四條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處シ第四條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 第五條又ハ第六條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス第五條又ハ第六條ニ違背シ入社セシメタル者亦同シ

第二十三條 第八條第一項ノ制限若ハ禁止ノ命ニ違背シ又ハ解散ヲ命セラレタル後仍退散セサル者ハ二月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條第二項ノ禁止ノ命ニ違背シタル者ハ六月以下ノ輕禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 第九條ニ違背シ又ハ第十條ノ中止ノ命ニ違背シタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 第十一條第一項ノ尋問ニ答ヘス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ第二項ノ場合ニ於テ警察官ノ臨監ヲ拒ミ若ハ其ノ求ムル席ヲ供セサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 第十二條ニ依リ退去ヲ命セラレタル後仍退去セサル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 第十三條ニ違背シタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 秘密ノ結社ヲ組織シ又ハ秘密ノ結社ニ加入シタル者ハ六月以上一年以下ノ輕禁錮

ニ處ス

第二十九條 第十六條ノ禁止ノ命ニ違背シタル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ

第三十條 第十七條ニ違背シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス使用者ノ同盟解雇又ハ労務者ノ同盟罷業ニ加盟セサル者ニ對シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹謗スル者亦同シ

第三十一條 第十八條ノ禁ヲ犯シタル者ハ六月以下ノ重禁錮ニ處ス

前項ニ違背シタル者ハ六月以下ノ重禁錮ニ處ス

第二十條 本法ニ關スル公訴ノ時效ハ六箇月トス

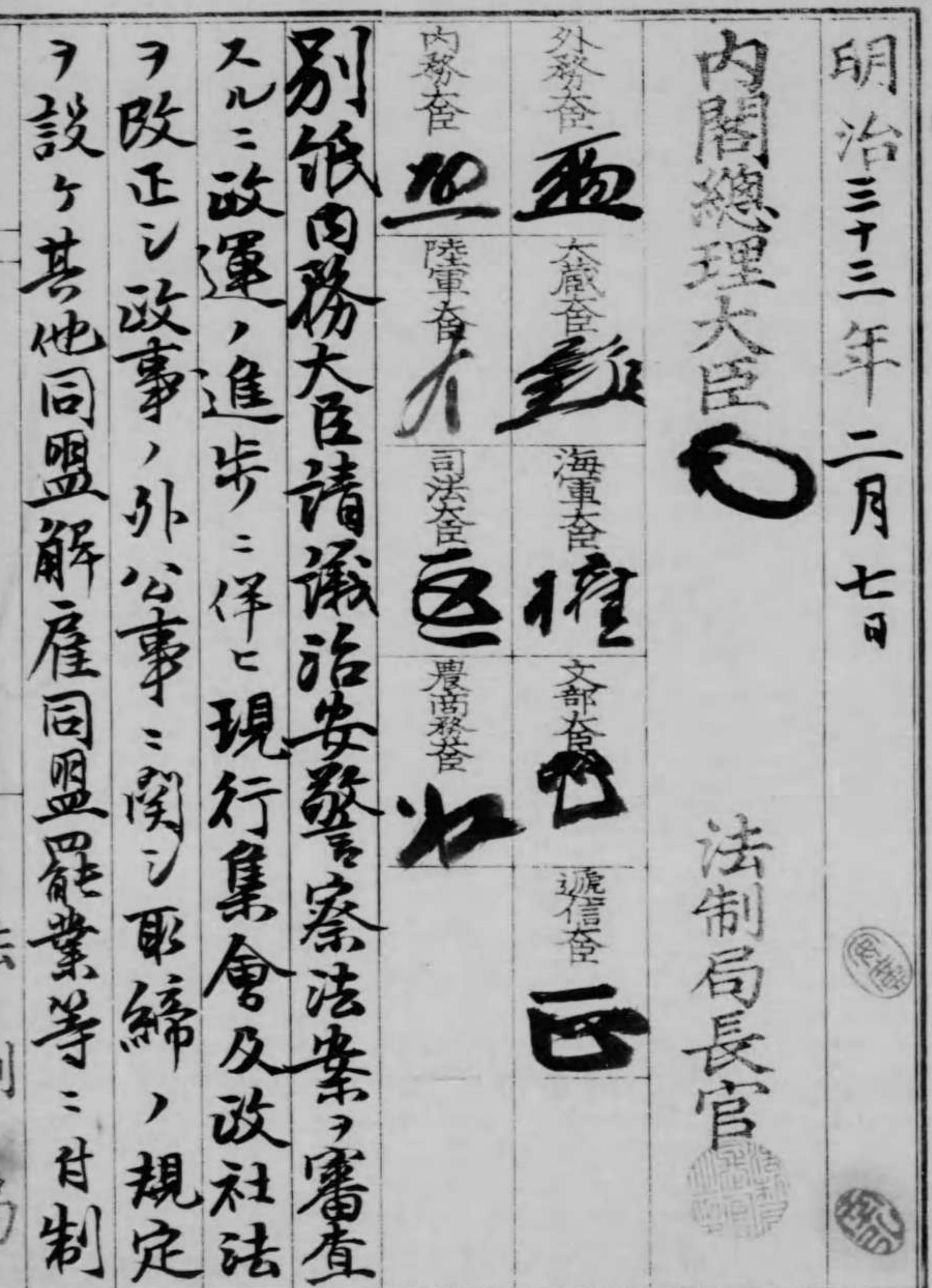
第二十一條 集會及政社法ハ之ヲ廢止ス

内務大臣提出治安警察法案
右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ帝國議會ノ議ニ
付セラレシコトヲ請フ

明治三十三年二月十日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋





裁ラ設ケントスルモノニシテ治安、保持上不得
已儀ト恩考スレハ清議、通閣議決定帝國
議會ニ提出セラレ可然ト認ム

法律案

呈案附表ノ通

右
治安整頓法律案

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治三十三年二月三日(衆)

内閣總理大臣

内務大臣

参照

○集會及政社法(明治二十六年四月
法律第十四號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル集會及政社法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

集會及政社法

第一條 此ノ法律ニ於テ政談集會ト稱フルハ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス政治ニ關ル事項ヲ講談論議スル爲公衆ヲ會同スルモノヲ謂フ政社ト稱フルハ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス政事ニ關ル事項ヲ目的トシテ團體ヲ組成スルモノヲ謂フ

第二條 政談集會ニハ發起人ヲ定ムヘシ

政談集會ヲ開クトキハ發起人ヨリ開會二十四時間以前ニ會場所在地ノ管轄警察官署ニ届出ヘシ
政談集會ノ届出ニハ左ノ事項ヲ記載シ發起人署名捺印スヘシ

一 集會ノ場所

二 集會ノ年月日時

三 發起人ノ氏名、住所

四 講談論議者ノ氏名

前項ノ届出アリタルトキハ警察官署ハ直ニ其ノ領收書ヲ交付スヘシ

届書ニ記載シタル時刻ヨリ三時間ヲ過キテ開會セス若ハ三時間以上中斷スルトキハ届出ノ効ヲ失

フモノトス

法律ヲ以テ組織シタル議會ノ議員選舉準備ノ爲ニ選舉權ヲ行フヘキ者及被選舉權ヲ有スル者ニ限
リ會同スル所ノ集會ハ投票ノ日ヨリ前五十日間ハ第二項ノ届出ヲ要セス

第三條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若ハ多衆運動セムトスルトキハ發起人ヨリ二十四時間以前ニ會同スヘキ場所、年月日時及其ノ通過スヘキ路線ヲ管轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ但シ祭葬、講社、學生生徒ノ體育運動其ノ他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラス

屋外ニ於テ政談集會ヲ開キ又ハ政治ニ關ル意志ヲ表スルノ目的ヲ以テ公衆ヲ會同スルハ堅固ナル屏障ヲ設ケ自由ノ交通ヲ遮断シタル地域内ニ限ルモノトス。

警察官署ハ安寧秩序ニ妨害アリト認ムルトキハ何等ノ場合ニ拘ラス屋外ノ集會又ハ多衆運動ヲ禁止スルコトヲ得

第四條 帝國議會開會ヨリ閉會ニ至ルノ間ハ議院ヲ距ル三里以内ニ於テ屋外ノ集會又ハ多衆運動ヲ爲スコトヲ得ス但シ第三條第一項ノ但書ハ本條ニ於テモ之ヲ適用ス

第五條 左ニ掲タル者ハ政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

- 一 日本臣民ニ非ラサル者
- 二 公權剥奪及停止中ノ者
- 三 現役及召集中ノ豫備後備ノ陸海軍軍人
- 四 警察官
- 五 官立公立私立學校ノ教員學生生徒
- 六 女子

第六條 左ニ掲タル者ハ政談集會ニ會同シ若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ス

- 一 議會ノ議員選舉準備ノ爲ニ開ク所ノ集會ハ投票ノ日ヨリ前五十日間ハ選舉權ヲ行フヘキ者及被選舉權ヲ有スル者ニ限り本條ノ制限ニ依ルヲ要セス
- 二 政談集會ニ於テハ日本臣民ニ非サル者ヲシテ講談論議者タラシムルコトヲ得ス
- 三 警察官署ハ制服ヲ著シタル警察官ヲ派遣シ政談集會ニ臨監セシムルコトヲ得
- 四 發起人ハ臨監警察官ニ其ノ求ムル所ノ席ヲ供シ且集會ニ關ル事項ニ付尋問アルトキハ之ニ答フヘシ
- 五 政談集會ニアラサルモ其狀況安寧秩序ヲ妨害スルノ虞アリト認ムル集會ニハ第一項ノ臨監ヲ爲スコトヲ得
- 六 集會及運動ニハ戎器又ハ兇器ヲ携帶シテ會同スルコトヲ得ス但シ制規ニ依リ戎器ヲ携帶スル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 七 政談集會ニ於テ罪犯ヲ曲庇シ又ハ刑律ニ觸レタル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ又ハ賞恤シ又ハ犯罪ヲ教唆スルノ談論ヲ爲スコトヲ得ス
- 八 會場ニ於テ故ラニ喧擾ヲ爲シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其ノ命ニ從ハサルトキハ會場外ニ退出セシムルコトヲ得
- 九 集會ニ於テ講談論議安寧秩序ニ妨害アリト認ムルトキハ警察官ハ其ノ人ノ講談論議ヲ停止スルコトヲ得
- 十 集會ニ於テ罪犯ヲ曲庇シ又ハ刑律ニ觸レタル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ又ハ賞恤シ又ハ犯罪ヲ教唆スルノ談論ヲ爲スコトヲ得ス
- 十一 會場ニ於テ故ラニ喧擾ヲ爲シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其ノ命ニ從ハサルトキハ會場外ニ退出セシムルコトヲ得
- 十二 集會ニ於テ講談論議安寧秩序ニ妨害アリト認ムルトキハ警察官ハ其ノ人ノ講談論議ヲ停止スルコトヲ得

第十三條 警察官ハ左ノ場合ニ於テ集會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

一 集會ノ成立此ノ法律ニ背キタルトキ

二 警察官ノ監視ヲ拒ミ又ハ其ノ求ムル所ノ席ヲ供セス又ハ其ノ尋問ニ答ヘサルトキ

三 會衆騒擾ニ涉リ警察官之ヲ制止スルモ鎮靜セサルトキ

四 第六條第九條ノ違犯者多數ニシテ警察官ヨリ退場ヲ命スルモ其ノ命ニ從ハサルトキ

五 集會ノ狀況安寧秩序ニ妨害アリト認ムルトキ

第十四條 第二條ノ届出ヲ爲サスシテ政談集會ヲ開キタルトキハ發起人ヲ三圓以上三十圓以下ノ罰

金ニ處ス

第二條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサルトキハ發起人罰前項ニ同シ

第十五條 第三條ノ認可ヲ受ケヌシテ集會若ハ運動ヲ爲シタルトキハ發起人ヲ五圓以上五十圓以下

ノ罰金ニ處ス

第十六條 第四條ヲ犯シタルトキハ發起人ヲ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ

罰金ニ處ス

第十七條 第五條第六條ヲ犯シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條ヲ犯シタル發起人又ハ政談集會ニ會同スルコトヲ得サル者ヲ勸誘シテ會同セシタル發起

人ハ罰前項ニ同シ

第十八條 第九條ヲ犯シタル者ハ十一日以上三月以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

ノ罰金ニ處ス

人ハ罰前項ニ同シ

六 公權剥奪及停止中ノ者

第二十四條 政社ニ於テハ日本臣民ニ非サル者ヲシテ加入セシムルコトヲ得ス

第二十五條 政社ハ標章及旗幟ヲ用ヰルコトヲ得ス

第二十六條 政社ハ他ノ政社ト連結スルコトヲ得ス

第二十七條 政社ニ於テハ法律ヲ以テ組織シタル議會ノ議員ニ對シテ其ノ發言表決ニ付議會外ニ於テ責任ヲ負ハシムルノ規定ヲ設クルコトヲ得ス

第二十八條 政社ニシテ支社ヲ設クルトキハ總テ政社ノ規定ニ依ル

第二十九條 結社ニシテ安寧秩序ニ妨害アリト認ムルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得

第三十條 第二十條ニ違フトキハ其ノ役員ヲ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 第二十一條ニ違フトキハ其ノ役員ヲ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 第二十一條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ尋問ヲ受ケテ答フルニ實ヲ以テセサル役員ハ罰前項ニ同シ

第三十三條 第二十二條ニ背キ入社シタル者及入社セシメタル役員ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 第二十二條ニ背キ入社シタル者及入社セシメタル役員ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第二十三條ニ背キ標章旗幟ヲ用ヰタル者及其ノ政社ノ役員ハ罰前項ニ同シ

第三十六條 第二十四條ニ背キ標章旗幟ヲ用ヰタル者ハ刑法ノ自首減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用ヰス

第三十七條 此ノ法律ニ關ル公訴ノ時效ハ六箇月ヲ經過スルニ由テ成就ス

第三十八條 法律命令ニ定ムル所ノ集會ハ此ノ法律ニ依ルノ限ニ在ラス

別紙治安警察法案閣議提出ス

明治三十二年十月六日

内務大臣侯爵西郷従道

内閣總理大臣侯爵山縣有用殿

治安警察法按帝國議會、提出一件
集會及政社法ノ規定ハ取締上不備ヲ感スルモ
ナリ又徒ニ人民ニ煩累ヲ及ホスモノアリ且集會
結社以外：於テ取締ノ規定ヲ要スルモノアリ
例ハ街頭其ノ他ノ場所：於テ安寧秩序若ハ風
俗ヲ害スヘキ所為ヲ為ス者ノ如キ同盟解雇同盟
罷業三閑シテ暴行脅迫若ヘ誹謗ノ所為：湯川方
キ小作人ニシテ地主ヲ強要スルカ如キ濫り：戎器爆
發物若ハ仕立戎器テ毒シテ安寧秩序ヲ妨害
スルカ如キ則是ナリ因テ集會及政社法ハ之ヲ廢
止ミ實際取締上ノ必要ニ應スルカ為別：治安警察法
ヲ制定セラレントヨリ望ム乃チ別紙治安警察法按ヲ
今期帝國議會、提出相成度茲ニ閣議ヲ請

明治三十二年

内務大臣侯爵西郷徳道



治安警察法

第一條 政事ニ閲スル結社、主幹者（支社ニ在テハ支社、主幹者）ハ結社組織、日ヨリ三日以内ニ社名、社則、事務所及其、主幹者氏名ヲ其、事務所所在地、官轄警察官署ニ届出ヘシ其、届出、事項ニ變更アリタルトキ亦同レ

前項ノ届出ヲ為サセル者ハ三十圓以下、罰金ニ處シ届出ヲ為スモ實リ以テセサル者ハ五十圓以下、罰金ニ處ス

第二條 政事ニ閲シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カ

トスル者ハ發起人ヲ定ムヘシ

發起人ハ到達スヘキ時間ヲ除キ開會三時間以前、集會、場所、年月日等ヲ會場所在地、官轄警察官署ニ届出シ、在地、官轄警察官署ニ届出シ、

届出、時刻ヨリ三時間ヲ過ケテ開會セヌ者、三

時間以上中断スルトキハ届出ハ其致失フ

法令ヲ以テ組織シタル議會、議員選舉準備、
為ニ選舉権ヲ行フヘキ者及被選舉権ヲ有
スル者、限り、會同スル所ノ集會ハ投票一日ヨリ

前五十日間ハ本條第二項、届出ヲ要セズ

第一項第二項ニ違背シタル者ハ二十圓以下、罰

金、處ス

第二項、届出ヲ為スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下、罰金、處ス

第三條 公事ニ關スル結社又、集會ニシテ政事ニ關セサム、ト雖、安寧秩序ヲ保持スル、為ニ届出ヲ必要トスルモノアルトキハ命令ヲ以テ第一條又、第二條、規定ニ依ラシムコトヲ得

第四條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若、多衆運動シトスルトキハ、發起人ヨリ十二時間以前、會同スヘキ場所、年月日時及其、通過スヘキ路線、官轄警察官署ニ届出ヘシ但シ祭葬、講社、學生、生徒、體育運動具、他慣例、許所ニ係シモハズ、限ニ社ラス

前項、違背シ、二十圓以下、罰金、處ス

第一項、届出ヲ為スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓

以下、罰金：處ス

第ニ條　五：掲クル者ハ政事上、結社：加入スル
コトヲ得ス

一現役及召集中、豫備後備、陸海軍軍人

二警察署官

三官立公立私立學校、教員學生生徒

四女子

五未成年者

六公権剝奪及停止中、者

未成年政談集會、會同シ若・其、發起人

タレ、得ス

公権剝奪及停止中、者以該集會、發起人

タレコトヲ得ス

第六條　日本臣民：非サル者ハ政事上、結社：加
ハシ又、公衆ヲ會同スレ政談集會、發起人タル
コトヲ得ス

第七條　前二條ヲ犯シタル者ハ二十圓以下、罰金
シ處ス

第二條：背キ入社セシメタル者ハ罰前項同シ
第八條　結社、ハ法令ヲ以テ組織シタル議
會、議員ニ對シ其、發言表决ニ付、議會
外、於テ責任ヲ負ハシム、規定ヲ設ケント得
ス

第九條　安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合
：於テハ警察官ハ集會多眾、運動若、
群集ヲ制限シ又、禁止スルコト、得

以下、罰金：處ス

第丑條　五：掲クル者ハ政事上、結社、加入スル
コトヲ得ス

一現役及召集中、豫備後備、陸海軍軍人

二警察署官

三官立公立私立學校、教員學生生徒

四女子

五未成年者

六公権剝奪^ノ、^ノ止中、者

未成年者ハ政談集會、會同シ

タヽコトヲ得ス

公権剝奪及停止中、者ハ政談集會、發起人

タヽコトヲ得ス

第六條　日本臣民：非サル者ハ政事上、結社、加入
ヘシ又ハ公衆ラ會同スレ政談集會、發起人タル
コトヲ得ス

第七條　前二條ヲ犯タル者ハ二十圓以下、罰金

ニ處ス

前二條ニ背キ入社セシタル者ハ罰前項同シ

第八條　結社、ハ法令ヲ以テ組織シタル議
會、議員ニ對シ其、發言表决ニ付、議會
外ニ於テ責任ヲ負ハシム、規定、設ケント得
ス

第九條　安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合
ニ於テハ警察官ハ集會多眾、運動若
群集ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

結社ニシテ前項ニ該當スヘトキハ内務大臣ハ之ヲ
禁止スルコトヲ得、場合於テ違法處分を由ル権利ヲ傷害
行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

不徧、制限又ハ禁止ヲ受ケ仍之ヲ犯シタル者
ハ六月以下、輕禁錮又ハ百圓以下、罰金ニ處ス
第十條 集會ニ於テハ重罪輕罪、豫審、閲スル
事項ヲ公判ニ付セツル以前ニ講談論議シ又ハ
傍聴フ禁シタル訴訟ニ閲ニシテ事項ヲ講談論議
スルコトヲ得ス

第十一條 集會、於テハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ
又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑
スルノ講談論議ヲ為スルコトヲ得ス

第十條 集會ニ於テ講談論議ニシテ前項ノ規定ニ違

背シ其ノ他安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スト
認ムニシテ場合ニ於テハ警察官ハ其ノ人ノ講談論
議ヲ中止スルコトヲ得

第十二條 計條、犯シ又ハ本條項ノ中止ニ背キタル者ハ三
月以下、輕禁錮又ハ十圓以上五十圓以下、罰
金ニ處ス

第十二條 結社集會又ハ多衆運動ニ閲ニ警察官
官、尋問アリタルトキハ主幹者、會長、發起
人ニ於テ又ハ警察官、主タル社員若ハ主タル會
同者ト認ムニ者、於テ之ニ咎フヘシ

警察官署ハ制服ヲ着シタル警察官ヲ派遣
シ政事ニ閲ニ集會ニ臨監セシムコトヲ得其、
集會ニシテ政事ニ閲セサルモノト雖、安寧秩序

結社ニシテ前項ニ該當スヘトキハ内務大臣ハ之ヲ
禁止スルコトヲ得、此の場合於テ違法處分由リ権利ヲ傷害
行政裁判所ニ生訴スルコトヲ得

平假ノ制限又ノ禁止ヲ受ケ仍之ヲ犯シタル者
ハ六月以下、輕禁錮又ノ百圓以下、罰金ニ處ス
第十條 集會ニ於テハ重罪輕罪、豫審、閱スル
事項ヲ公判ニ付セサル以前ニ講談論議ニ又ハ
傍聴ヲ禁シタル訴訟ニ關ニ事項ヲ講談論議
スルコトヲ得ス

第十一條 集會、於テハ犯罪ヲ煽動若ノ曲庇シ
又ノ犯罪人若ノ刑事被告人ヲ賞恤若ノ被刑事被告
スルノ講談論議ヲ為スルコトヲ得ス

第十二條 集會ニ於テ講談論議ニシテ前條ノ規定ニ違

背シ其ノ他安寧秩序ヲ紊シ若ノ風俗ヲ害スト
認ムニ場合ニ於テハ警察官ハ其ノ人ノ講談論
議ヲ中止スルコトヲ得

前條ノ犯レ又ハ季株項ノ中止ニ背キタル者ハ三
月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上五十圓以下罰
金ニ處ス

第十三條 結社集會又ノ多衆運動ニ關ニ警察
官、尋問アリタルトキハ主幹者、會長、發起
人ニ於テ又ノ警察官、主タル社員若ノ主ノ會
同者ト認ムニ者、於テ之ニ答フヘシ
警察官署ハ制服ヲ着シタル警察官、派遣
セ政事ニ關ニ集會・臨監セシムコトヲ得其、
集會ニシテ政事ニ關セサルモノ雖、
安寧秩序

結社ニシテ前項ニ該當スヘトキハ内務大臣ハ之ヲ
禁止スルヲ於テ違法處分ニ由リ権利ヲ傷害セラレクリトスル者
ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

ハ併シ制限又ハ禁止ヲ受ケ仍之ヲ犯シタル者
ハ六月以下ノ輕禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 集會：於テハ重罪輕罪豫審ニ閱スル
事項ヲ公判ニ付セケル以前ニ講談論議ニ又ハ
傍聴ヲ禁シタル訴訟ニ閱スル事項ヲ講談論議
スルコトヲ得ス
第十二條 集會：於テハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ
又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤若_{假告人ヲ陷害}スル
又ハ講談論議ヲ為スコトヲ得ス
第十三條 集會：於テ講談論議ニシテ前條ノ規定ニ違

背シ其ノ他安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スト
認ムニ場合：於テハ警察官ハ其ノ人ノ講談論
議ヲ中止スルコトヲ得

前條ノ犯シ又ハ季候_項ノ中止：背キタル者ハ三
月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上五十圓以下罰
金ニ處ス

第十四條 結社集會又ハ多衆運動ニ閱シ警察
官尋問アリタルトキハ主幹者、會長、發起
人ニ於テ又ハ警察官、主タル社員若ハ主タル會
同者ト認ムニ者、於テ之ニ答フヘシ
警察官署ハ制服ヲ着シタル警察官ヲ派遣
シ政事ニ閱シ集會會ニ臨監セシムコトヲ得其
集會ニシテ政事ニ閱セサルセト雖、安寧秩序

結社ニシテ前項ニ該當スヘトキハ内務大臣ハ之ヲ
禁止スルヲ於テ違法處分ニ由リ権利ヲ侵害セシムクリトスル者

ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

不候、制限又ハ禁止ヲ受ケ仍之ヲ犯シタル者

ハ六月以下、輕禁錮又ハ百圓以下、罰金ニ處ス

第十條 集會ニ於テハ重罪輕罪、豫審、閱スル
事項ヲ公判ニ付セサル以前ニ講談論議シ又ハ
傍聴ヲ禁シタル訴訟ニ關ニシテ事項ヲ講談論議

スルコトヲ得ス

第十一條 集會、於テハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ

又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑

スル講談論議ヲ為スルコトヲ得ス

第十二條 集會ニ於テ講談論議ニシテ前條ノ規定ニ違

第十三條

背レ其ノ他安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スト
認ムニシ場合ニ於テハ警察官ハ其ノ人ノ講談論
議ヲ中止スルコトヲ得

前條ノ犯シ又ハ本條ノ中止ニ背キタル者ハ三

月以下、輕禁錮又ハ十圓以上五十圓以下、罰

金ニ處ス

第十四條 結社集會又ハ多衆運動ニ關ニ警察
官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、發起
人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若ハ主タル會
同者ト認ムニ者、於テ之ニ答フヘシ

警察官署ハ制服ヲ着シタル警察官、派遣
レ政事ニ關ニシテ集會ニ臨監セシムコトヲ得其、
集會ニシテ政事ニ關ニサルモノ雖、安寧秩序

妨害スハ、虞アリト 認ムトキ亦同シ以、場合
ニハ發起人、於テ又ハ警察官、主タニ會同者
ト認ム者ニ於テ警察官、求ニシ席ヲ供ヘシ
第一項、尋問、答ヘス若ハ答ヘニモ實ヌ以テセ
ス又ハ第二項、場合ニ於テ警察官、臨監ヲ
拒ミ若ハ其、求ニシ席ヲ供セサル者ハ五十圓以
下、罰金ニ處ス

第十三條 集會又ハ多衆運動、場合、於ノ故ラニ
喧擾シ又ハ狂暴ニ涉ヘ者アヘトキハ警察官、
之ヲ制止シ其、命ニ従ハカルトキハ現場ヨリ退
去セシムコトヲ得退去ノ命セラレタニモ仍退去
セサル者ハ一月以下、輕禁錮又ハ二十圓以下、
罰金ニ處ス

第十四條 集會及多衆、運動ニ於テ、戎器又ハ
光器ヲ携帶スルコトヲ得ス但ニ制規、依リ戎
器ヲ携帶スル者ハ限ニ在ラス

前項違背シタル者ハ三月以下、輕禁錮又ハ五
十圓以下、罰金ニ處ス

第十五條 祕密、結社、之ヲ禁ス犯ス者ハ六月以上
一年以下、輕禁錮ニ處ス

第十六條 法令ヲ以テ組織シタル議會、議員議
事準備、為ニ相團結スルモノニ對シテハ第一
條及第五回條ヲ適用セス

第十七條 街頭其、他公衆、自由ニ交通スルコトヲ
得ル場所、テ文書、圖画、詩歌、掲示、領
布、朗讀、吟詠又ハ言語形容其、他ノ作

爲ヲ爲シ其一、状況安寧秩序ヲ尊シ若ハ風俗ヲ害スト認ムトキヘ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得且、命、従ハカニ者ハ一月以下、輕

禁錮又ハ三十圓以下、罰金ニ處ス

第十八條 左ノ各號、目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴行シ脅迫シ若ハ公然誹謗シ又ハ辱罵、目的ヲ以テ他人ニ誘惑シ若ハ煽動スル者ハ一月以上六月以下、重禁錮又ハ三十圓以上三十圓以下、罰金ヲ附加ス但用者、同盟解雇又ハ勞務者、同盟罷業、加盟店セカル者、對シテ暴行右ハ公然誹謗スル者亦同シ

勞務、條件又ハ報酬ニ関シ協同、行動ヲ爲スヘキ團結ニ加入シ又ハ其加入ヲ妨ケル

コト

二 同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルヲ爲使
用者ラシテ勞務者ノ解雇ニシム若ハ勞務者ニ従事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ勞務者ラシテ勞務ヲ停廢セシム若ハ勞務者トシテ雇庸スルノ申込ヲ拒絶セシムコト

三 勞務、條件又ハ報酬ニ關シ相手方、承諾ヲ強ニコト

耕作、目的ニ出ツル土地貸借、條件ニ關シ承認、施ヨルカ爲相手方ニ對シ暴行シ脅迫シ若ハ公然誹謗スル者、罰前項、同シ

第十九條 行政官廳、安寧秩序ヲ保持スル爲必要ト認ムトキハ戒嚴爆破物又ハ戒嚴ヲ仕

爲ラ爲ニ其一状況安寧秩序ヲ廢シ若ハ風俗

ヲ害スト認ムトキヘ警察官ニ於テ禁止ヲ命

スルコトヲ得且、命、従ハカレ者ハ一月以下、輕

禁錮又ハ三十圓以下、罰金ニ處ス

第十八條 左ノ各號、目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴行
レ脅迫シ若ハ公然誹謗又ハ辱罵、目的ヲ
以テ他人ヲ誘惑シ若ハ煽動スル者ハ一月以上六
月以下、重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下、
罰金ヲ附加ス但用者、同盟解雇又ハ勞務
者、盤罷業、加盟店セカレ者、對シテ暴行
シ若ハ公然誹謗スル者亦同シ

一勞務、條件又ハ報酬、閑シ協同、行動
ヲ爲スヘキ團結ニ加入セシメ又ハ其、加入ヲ妨ケル

二 同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルヲ爲使
用者ラシテ勞務者ヲ解雇ヒシ若ハ勞務
ニ従事スル申込ヲ拒絶セシメ又ハ勞務者
ラシテ勞務ヲ停廢セシメ若ハ勞務者トシテ
雇傭スル申込ヲ拒絶セシムト

三 勞務、條件又ハ報酬ニ閑シ相手方ニ承
諾フ強ニコト

耕作、目的ニ生ツル土地貸借、條件ニ閑
シ承諾、施ユルカ爲相手方に對シ暴行レ脅迫
シ若ハ公然誹謗スル者ハ罰前項、同シ

第十九條 行政官廳、安寧秩序ヲ保持スル爲
必要ト認ムトキヘ我署爆破物又ハ我署ヲ仕

込ミタル物件、携帶ヲ禁スヘシトヲ得

前項ニ違背シタル者ハ六月以下、重禁銅ニ

處ス

第二十條 本法律ニ開スル公訴、時効ハ六箇月ト

超過スルニ由テ有能既ス

第二十一條 明治二十六年法律第廿四号、眞會及政

社法ハ之ヲ法律施行日より廢止ス

治安警察法安条理由書

治安警察上別ニ規定ヲ設クルノ必要アリ是、

本案ヲ提出スル所ヒナリ

治 安 警 察 法 案

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

治安警察法

第一條 政事ニ關スル結社ノ主幹者(支社ニ在リテハ支社ノ主幹者)ハ結社組織ノ日ヨリ三日以内ニ社名、社則、事務所及其ノ主幹者ノ氏名ヲ其ノ事務所所在地ノ管轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ届出ノ事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

前項ノ届出ヲ爲ササル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條 政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カムトスル者ハ發起人ヲ定ムヘシ
發起人ハ到達スヘキ時間ヲ除キ開會三時間以前ニ集會ノ場所、年月日時ヲ會場所在地ノ管轄警察官署ニ届出ツヘシ

届出ノ時刻ヨリ三時間ヲ過ギテ開會セス若ハ三時間以上中斷スルトキハ届出ハ其ノ效ヲ失フ
法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員選舉準備ノ爲ニ選舉權ヲ行フヘキ者及被選舉權ヲ有スル者ニ

限リ會同スル所ノ集會ハ投票ノ日ヨリ前五十日間ハ本條第二項ノ届出ヲ要セス

第一項第二項ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二項ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三條 公事ニ關スル結社又ハ集會ニシテ政事ニ關セサルモノト雖安寧秩序ヲ保持スル爲届出ヲ必要トルモノアルトキハ命令ヲ以テ第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得

第四條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若ハ多衆運動セムトルトキハ發起人ヨリ十二時間以前ニ會同スヘキ場所年月日時及其ノ通過スヘキ路線ヲ管轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ祭葬、講社、學生、生徒ノ體育運動其ノ他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第一項ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 左ニ掲タル者ハ政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス

一 現役及召集中ノ豫備後備ノ陸海軍軍人

二 警察官

三 官立公立私立學校ノ教員學生生徒

四 女子

五 未成年者

六 公權剝奪及停止中ノ者

未成年者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同シ若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ス

公權剝奪及停止中ノ者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

第六條 日本臣民ニ非サル者ハ政事上ノ結社ニ加入シ又ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タル

コトヲ得ス

第七條 前二條ヲ犯シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

前二條ニ背キ入社セシメタル者ハ罰前項ニ同シ

第八條 結社ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員ニ對シテ其ノ發言表決ニ付議會外ニ於テ責任ヲ負ハシムルノ規定ヲ設クルコトヲ得ス

第九條 安寧秩序ヲ保持スル爲必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ集會又ハ多衆ノ運動若ハ群集ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

結社ニシテ前項ニ該當スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本條ノ制限又ハ禁止ヲ受ケ仍之ヲ犯シタル者ハ六月以下ノ輕禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 集會ニ於テハ重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ヲ公判ニ付セサル以前ニ講談論議シ又ハ傍聴ヲ禁シタル訴訟ニ關スル事項ヲ講談論議スルコトヲ得ス

集會ニ於テハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ講談論議ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條 集會ニ於ケル講談論議ニシテ前條ノ規定ニ違背シ其ノ他安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害ス

ト認ムル場合ニ於テハ警察官ハ其ノ人ノ講談論議ヲ中止スルコトヲ得

前條ヲ犯シ又ハ本條ノ中止ニ背キタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ

處ス

第十二條 結社、集會又ハ多衆運動ニ關シ警察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若ハ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フヘシ

警察官署ハ制服ヲ著シタル警察官ヲ派遣シ政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ニ臨監セシムルコトヲ得其ノ集會ニシテ政事ニ關セサルモノト雖安寧秩序ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキ亦同シ此ノ場合ニハ發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ警察官ノ求ムル席ヲ供

スヘシ

第一項ノ尋問ニ答ヘス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ第二項ノ場合ニ於テ警察官ノ臨監ヲ拒ミ
若ハ其ノ求ムル席ヲ供セサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 集會又ハ多衆運動ノ場合ニ於テ故ラニ喧擾シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之
ヲ制止シ其ノ命ニ從ハサルトキハ現場ヨリ退去セシムルコトヲ得退去ヲ命セラレタルモ仍退去

セサル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 集會及多衆ノ運動ニ於テハ戎器又ハ兇器ヲ携帶スルコトヲ得ス但シ制規ニ依リ戎器ヲ
携帶スル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ違背シタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 祕密ノ結社ハ之ヲ禁ス犯ス者ハ六月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第十六條 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員議事準備ノ爲ニ相團結スルモノニ對シテハ第一條及

第五條ヲ適用セス

第十七條 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖畫、詩歌ノ掲示、頒布、朗
讀若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作爲ヲ爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スト認ムル
トキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得其ノ命ニ從ハサル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓
以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 左ノ各號ノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴行シ脅迫シ若ハ公然誹謗シ又ハ第二號ノ目的ヲ
以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ三十圓以上三十圓以下ノ罰金
ヲ附加ス使用者ノ同盟解雇又ハ勞務者ノ同盟罷業ニ加盟セサル者ニ對シテ暴行シ脅迫シ若ハ公
然誹謗スル者亦同シ

一 勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲ爲スヘキ團結ニ加入セシメ又ハ其ノ加入ヲ妨クル
コト

二 同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ爲使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ若ハ勞務ニ從事ス

ルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ労務者ヲシテ労務ヲ停廢セシメ若ハ労務者トシテ雇傭スルノ申

込ヲ拒絶セシムルコト

三 労務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト

耕作ノ目的ニ出ツル土地賃貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ強ユルカ爲相手方ニ對シ暴行シ脅迫シ若ハ

公然誹謗スル者ハ罰前項ニ同シ

第十九條 行政官廳ハ安寧秩序ヲ保持スル爲必要ト認ムルトキハ戎器爆發物又ハ戎器ヲ仕込ミタ

ル物件ノ携帶ヲ禁スルコトヲ得

前項ニ違背シタル者ハ六月以下ノ重禁錮ニ處ス

第二十條 本法ニ關スル公訴ノ時效ハ六箇月トス

第二十一條 集會及政社法ハ之ヲ廢止ス

治安警察法案理由書

治安警察上別ニ規定ヲ設クルノ必要アリ是本案ヲ提出スル所以ナリ